

## 新刊紹介

駒村康平・田中聡一郎 編『検証・新しいセーフティネット  
—生活困窮者自立支援制度と埼玉県アスポート事業の挑戦』  
(新泉社, 2019年)

酒井 正\*

生活保護制度は、現金給付である生活扶助に加えて、医療扶助等の現物給付を行うことで困窮状態にある者を支援する。しかし、それは、既に安全網に転落してしまった者たちを救う仕組みに過ぎないと見ることもできる。

一方で、現代では、今にも困窮状態に陥りそうだが、その一步手前にいる者や、必ずしも経済的な状況のみではとらえきれない困窮状態にある者などがいる。それらの「新たな困窮者」を支援・救済することは、単にセーフティネットの対象を拡げるだけでなく、結果的には、「最後のセーフティネット」である生活保護制度への負荷をも軽減することにつながる。

従来のセーフティネットから漏れ落ちる人びとへの救済策としては、一方に、社会保険（被用者保険）の適用拡大という流れがあり、他方には、従来の福祉の範囲を拡張し、各種制度を連携させることでその機能を高めるといった流れがあると考えられる。

2013年4月に制定された生活困窮者自立支援法（2015年4月施行）は、後者の流れに位置付けられ、生活保護制度と連携を図ることで「新たな困窮者」の救済を目指すものだ。同制度は、自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給という二つの必須の事業に加え、就労準備支援事業や学習支援事業などを任意事業として定めている。

この生活困窮者自立支援制度とそのモデルとなった埼玉県のアスポート事業を、5名の研究者が多面的に分析したのが本書であり、第1部から第4部まで、全10章の論考によって構成されてい

る。第1部では、生活困窮者自立支援法の制定に到る2000年代以降のセーフティネット改革の経緯を紹介することで本書全体の見取り図を示し、続く第2部では、埼玉県のアスポート事業の各事業（就労支援・住宅支援・子どもの学習支援）について、データに基づいて具に見ることで、困窮者が置かれている状況を明らかにしている<sup>1)</sup>。第3部では、わが国全体での生活困窮者支援の歴史的な経緯を、再び就労支援、住宅支援、学習支援のテーマごとに見ている。第4部では、生活困窮者自立支援制度の現時点での評価を試み、今後の生活困窮者支援を展望している。尚、第10章は、二人の編者による対談形式（インタビュー形式）となっている。まさに、生活困窮者支援の現在地と今後の課題を知ることができる良書である。

本書が秀逸なのは、データに基づいた丁寧な議論が展開されている点であろう。「新たな困窮者」は、従来の制度には乗らないからこそ、その実態を把握することが困難になりがちだった。その点で、埼玉県のアスポート事業を分析した第2部は、有益な手掛かりを与えてくれている。そこでは、例えば、従来言われていたような保護期間が長くなるほど就労開始が減るといった事実は見出されないということが示されている。あるいは、無料低額宿泊所に入っている者は、アパート等への転居に期間を要する傾向にあることも見出されている。それらのエビデンスのピース（断片）の集積こそが、本書に説得力を与えていると感じる。

就労支援の目的を、「生活保護からの自立」のみに狭く解釈すべきではないとする見方が第3章で

\* 国立社会保障・人口問題研究所 客員研究員

<sup>1)</sup> 第2章は、埼玉県福祉部社会福祉課によるアスポート事業の説明。

紹介されており、評者も、そのような考えに完全に首肯する。近視眼的な費用対効果だけから判断すれば、生活困窮者支援の多くは「すべきではない」ということになりかねない。

だが、すべての有権者が、就労支援の目的を広くとらえるべきとする上のような考えに賛同するかどうかもまたわからない。支援のあり方は、あくまで社会のありようとして共有された価値観の下に決められるべきことである。だからこそ、このような生活困窮者の実状と支援制度の論点を詳らかにする本書のような存在が必要になってくるのかもしれない。

本書に示されたエビデンスは、あくまで今後の研究の端緒に過ぎず、今後の議論を深めるために

は、更にエビデンスのレベルを高めて行く必要があることは言うまでもないだろう。ただ、従来、客観的な分析が多くなかったと思われる住宅支援や子どもへの学習支援についても、丁寧に向き合った本書の意義は大きい。ともすれば混線して、当初の目的や意図された機能が見えなくなりがちな制度の経緯を整理した第3部も有益だ。また、生活困窮者自立支援制度の今後の課題を論じる第4部も、同制度を知悉している编者ならではの深い議論となっている。本書は、今後の生活困窮者自立支援の議論にとって欠かすことのできない一冊である。

(さかい・ただし)